

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和元年度定期監査、令和2年度学校監査、令和2年度財政援助団体監査、令和2年度出資団体監査、令和元年度指定管理者監査及び令和2年度指定管理者監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和2年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 令和2年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

監 査 公 表

静岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年3月30日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

1 令和元年度定期監査

(1) 委託契約締結手続きの不備について〔地域リハビリテーション推進センター〕

【指摘事項】

契約は当事者の意思表示の合致によって成立するものであるが、その契約金額は、客観的に適正と認められるものとなるよう競争入札などの手続きにより決定することとされている。

ところが、地域リハビリテーション推進センターが実施していた運動器機能向上事業委託業務は、契約金額（単価）をあらかじめ公表し、当該単価で契約することができるとして公募に応じた複数の者を相手方として契約を締結しており、通常の契約手続とは手法が大きく異なることから、その適否を監査したところ、契約金額（単価）は、介護保険診療報酬などを参考に算定されていたものの、その業務内容は、全国一律の価格設定によるような性質なものではなく、価格の客観性が担保されるものとはなっていなかったことが把握された。

委託契約は、受託業者の創意工夫の発揮などによる効率性や有効性の確保が期待されるものであるが、本件契約は、成立に至る一連のプロセスが不適切であったことにより、本来期待される効果が十分に発揮されないものとなっている。この契約の本来の在り方については、契約課や政策法務課などの関係部署と綿密に協議した上、適切な契約方法とする必要がある。

【措置の状況】

運動器機能向上事業委託業務は、介護予防推進の一環として、「しぞ〜かでん伝体操」等の市が考案した介護予防体操（以下「介護予防プログラム」という。）を市内全域に積極的に広めるため、指摘のような契約手続きにより契約を締結していました。指摘の原因は、前年度どおりの契約方法であれば問題ないと認識していたことによるものです。

このため、指摘を受けた事業について、契約課、政策法務課等関係課との協議を行いました。

令和3年度に向けた事業については、事業内容（「しぞ〜かでん伝体操」等の固定メニュー）の指定をやめ、受託業者が独自に考える介護予防プログラムを実施できるよう事業内容を見直すとともに、各区拠点方式での運動教室開催に変更することとしました。

また、契約手続については、複数業者による見積執行（随意契約）に改めることとしました。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本事業を中止としました。

(2) 地域貢献について〔お客様サービス課〕

【指摘事項】

平成27年3月に策定された「しずおか水ビジョン」では、政策の柱のひとつである「お客様サービスの向上」の施策として「検針する際、同時に地域パトロールを行うことで地域に貢献します。」と明記している。平成27年度からの第3次中期経営計画では、地域貢献の実施目標として「委託検針員等による高齢者等の見守り支援や不審者情報の報告等地域パトロール支援を市関係部署と連携し実施」とし、次の令和元年度からの第4次中期経営計画でも、「検針時に合わせ高齢者等の見守り支援を市関係部署と連携し実施」と定めている。

この点については、平成28年度決算審査及び平成30年度決算審査においてその状況を確認したところ、高齢者等の見守り支援事業について福祉部局による検針員らとの協定が結ばれていたのみであり、上下水道局が主体となった地域貢献事業が行われている実態はなかったことから、両年度とも前記のビジョンや中期経営計画にふさわしい具体的な内容を伴った事業となるよう意見を述べたところである。

今回の監査において、再度その状況を確認したところ、具体的な進展はなく、見守りのマニュアルを作成しているとの回答はあったものの、見守り支援に必要な経費の予算化や計画作成はなされておらず、また、市関係部署との連携についても、地域包括ケアシステムの構築や健康長寿のまちづくりを踏まえた取組は行われていなかった。

前記のビジョンや中期経営計画で上下水道局としての地域貢献を謳う以上、それに見合う費用の予算化、組織化、福祉部局や地域包括支援センターとの連携といった具体的な内容を伴った事業として実施すべきである。

【措置の状況】

検針員による高齢者等の見守り支援については、検針業務受託者と静岡市長とが協定を締結し、福祉部局が所管する「高齢者見守りネットワーク推進事業」の中で他の参加事業者とともに実施してきました。上下水道局は検針員の見守り支援をサポートする立場として取り組んできましたが、そのあり方を令和2年4月以降見直し、福祉部局と受託者との従来の枠組みは維持しながら、受託者と一体になり、局が一事業者として主体的に見守りネットワークに参画し、地域貢献を図ることとしました。その具体的取組は以下のとおりです。

一点目として、局が主体となって見守り支援を実施することを明確にするために、検針

業務を委託している受託者との委託契約書に高齢者等見守り支援について盛り込みました。検針業務について、契約はすでに締結済みでしたが、受託者と協議し、法人受託者と令和2年10月1日付け、私人（個人）受託者と令和2年12月1日付けで変更契約を締結しました。

二点目として、検針員用の高齢者等見守り支援対応マニュアルを令和元年度中に、それに対応する職員用のマニュアルを令和2年5月に作成しました。検針員用は、この事業の趣旨、事案に遭遇した際の対応フローチャートや相談、通報先を示しており、検針員の意識を高めるとともに、現場で活用できるものとししました。職員用についても同様に、職員の意識を高め、検針員から相談、通報があった際に、事案内容毎に即対応できるものとしています。なお、これまでも高齢者見守りネットワーク推進事業でカバーできない案件についても対応してきましたが、マニュアルに障害者や児童虐待等も対象とすることを明記し、その対応方法を示すことで、検針員及び職員がどのような事案でも対応できるようにしました。このマニュアルは、検針員、職員の研修や教育に継続的に活用し、内容についても事業を実施していく中でより使いやすいものとなるよう見直しを行っていきます。

三点目として、高齢者等見守り支援の実施においては、受託者との意識の共有が不可欠なため、年に数回開催する検針員と局との情報交換の場である検針連絡会において、意見交換や情報共有を図ります。令和2年度は6月、10月に開催し、意見交換を行いました。

さらに、10月には、福祉部局が高齢者見守りネットワーク推進事業において開催する連絡会へ、受託者と共に局としても出席し、福祉部局との連携を図りました。

四点目として、この見守り支援が局の活動であることを示すと同時に市民に認識してもらえるよう、また、検針員が見守り支援を実施していることを強く意識できるよう、活動時に着用する腕章を作成し、令和3年2月から検針業務時の着用を開始しました。

今後は局が主体となってこれらの取組を継続して実施し、地域貢献を図っていきます。

2 令和2年度学校監査

(1) 理科準備室の薬品管理について（8件）〔学校教育課及び教育センター〕

【指摘事項】

- ①② 令和2年4月16日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知によれば、理科薬品の点検及び管理に当たっては、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが求められているが、当該校においては、理科薬品のうち毒物・劇物として扱うべき薬品が存在しているにもかかわらず、その状況の記録を別冊につづる

ことなく、一般薬品の管理記録と合わせて一冊の簿冊で管理していた。

なお、上記通知では、「薬品使用管理簿を備えること。また、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成すること。」と表現されているため、薬品使用管理簿と毒物・劇物使用管理簿との関係が判然としないばかりか、仕切紙により区切れば同一簿冊内で両者を編てつすることも認められるとする取扱いの実態がある。このような状況が、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが徹底されない背景となっているものと考えられる。＜清水入江小学校、清水高部小学校＞

- ③ 令和2年4月16日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知の別紙1『静岡市理科薬品管理・点検表』には、毒物及び劇物は、専用保管庫に一般薬品等と区分し収納されることが求められているが、当該校においては、劇物薬品が、市販の仕切りケースにより一般薬品と混在して保管されていた。

なお、上記通知の別紙1の注意点には、「段を変えたり、仕切りをしたりする。」との表示がされていたため、このような表示が、市販の仕切りケースによる混在保管が認められると解釈されてしまった原因となっているものと考えられる。＜清水庵原中学校＞

- ④ 理科薬品の毒物及び劇物は、その管理状況を毒物・劇物使用管理簿に記録することとされているが、劇物薬品であるクロロホルム及び水酸化バリウムが、一般薬品使用管理簿にて記録されていた。＜清水庵原中学校＞
- ⑤ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、塩酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「塩酸うすい」とのみ記載されていた。＜清水庵原中学校＞
- ⑥ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、硫酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「希硫酸」とのみ記載されていた。

また、当該希釈液の薬品使用管理簿も作成されていなかった。＜清水第八中学校＞

- ⑦ 理科薬品は、長期休業前までに、定期的に数量と薬品使用管理簿の照合を行うこととなっているが、7月点検時において、水酸化ナトリウム水溶液（劇物薬品）及び沸騰石（一般薬品）の残量が未記入であった。＜清水飯田東小学校＞
- ⑧ 理科準備室に保管されていた金属片アルミニウム（一般薬品）について、これを薬品使用管理簿と照合したところ、同管理簿にはこれが保管されていることの記録

が一切なかった。〈清水飯田東小学校〉

【措置の状況】

- ①② 教育委員会が指摘のあった2校を訪問し、毒物・劇物使用管理簿が一般の薬品使用管理簿とは別の簿冊で綴られていることを確認しました。(令和3年2月19日)
- また、静岡市立学校文書取扱要領の別紙2公文書分類表中「理科薬品管理簿」を「理科薬品管理簿(一般)」と「理科薬品管理簿(毒物・劇物)」に改め(令和3年4月1日適用)、それぞれ別冊で管理することを明記しました。(令和3年2月3日)
- ③ 指摘のあった学校は、設備上の問題から一部の一般薬品等を毒物・劇物専用保管庫に保管しているが、劇物・毒物薬品とは段を変え、明確に区別した上で保管していることを確認しました。
- 当該校のように、設備上、保管庫を毒物・劇物専用にすることが難しい場合の保管方法を明確にするため、別紙1の注意点の表示を見直し、「専用保管庫に一般薬品等を収納する場合は、段を変えたり、ケースを変えたりして、劇物及び薬物と明確に区別する。」と改めました。(令和3年2月19日)
- ④ 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、劇物であるクロロホルム及び水酸化バリウムが毒物・劇物使用管理簿に記録されていることを確認しました。(令和3年2月19日)
- ⑤ 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、希釈した薬品の容器ラベルに濃度及び作成日が記録されていることを確認しました。(令和3年2月19日)
- ⑥ 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、希釈した薬品の容器ラベルに濃度及び作成日が記録されていること、及び当該希釈液の薬品使用管理簿が作成されていることを確認しました。(令和3年2月19日)
- ⑦ 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、所有するすべての薬品について使用管理簿に残量が記載され、12月の定期点検も適正に実施されていることを確認しました。(令和3年2月19日)
- ⑧ 指摘のあった金属片アルミニウムは、本来薬品ではないにもかかわらず、薬品使用管理簿に記載して薬品としての管理をしていました。この誤りが同管理簿へ記載すべき薬品等が把握されていなかったことに起因するものであったことを踏まえ、これを明確にするため、学校で取り扱う薬品等のうち、記載が必要な薬品や不要な実験材料等を例示した一覧表を年度明けに新たに作成し、各校に周知を図ります。(令和3年2月24日)

①～⑧全体にかかる措置状況

理科薬品の適正な管理の徹底を図るため、全小中学校に令和2年度学校監査で指摘及び指導があった事項について周知した上で、「理科薬品の保管・管理確認表」及び「保有薬品一覧表」を教育委員会に提出させ、全校において同様の事例がなく、適正な管理体制がとられていること、及び毒物・劇物と一般薬品等の区分けが適正にされていることを確認しました。(令和3年2月26日)

令和3年度以降も引き続き適正な薬品管理の徹底を図るため、令和3年5月に実施予定の理科主任を対象とした理科安全指導講習会で、同監査において指摘及び指導により見直し等を行った事項の説明、及び劇物・毒物と一般薬品を同一の保管庫で保管する場合の例示等を示し、周知徹底を図ります。また、教育委員会による学校訪問指導において、理科薬品の管理状況について現地確認を行っていきます。(令和3年2月24日)

(2) 農薬の管理について(2件)〔教育施設課〕

【指摘事項】

農薬を使用した場合は、農薬取締法等により、使用年月日、場所及び使用量等を記録することとなっている。

- ① 殺虫剤1種類について、農薬使用管理簿が未作成であった。〈清水第六中学校〉
- ② 除草剤2種類について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていなかった。〈清水第七中学校〉

【措置の状況】

- ①② 教育委員会が指摘のあった2校を訪問し、農薬及び農薬使用管理簿が適切に管理できていることを確認しました。また、全小中学校に対し、農薬の使用及び記録・保管等の留意事項を通知するとともに、点検を実施し、周知徹底を図りました。(令和3年2月22日)

今後、学校を訪問した際には、農薬の管理状況を確認するとともに、定期的に農薬使用管理簿を点検します。

3 令和2年度財政援助団体監査

静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金の事務処理について〔静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金（市民局生活安心安全課、静岡市暴力追放推進協議会）〕

【指摘事項】

① キャッシュカードの管理方法について

市準公金取扱基準では、準公金の管理に際してキャッシュカードを作成した場合、準公金管理責任者である課の所属長又は担当課長が直接管理するものとし、現金の払出し等に使用する都度、準公金管理担当者に直接手渡すことを求めている。

しかし、暴力追放推進協議会の運営に要する準公金を事務局として管理する生活安心安全課は、当該準公金に関するキャッシュカードを作成しながらも、準公金管理責任者ではない係長に管理させており、準公金管理責任者の責任が果たされていない結果となっていた。

② 公文書と補助事業者の文書の編てつについて

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫において適正に保存されなければならないこととされているが、本件補助金の交付に当たり市が補助事業者から收受し、市において保存すべき補助金交付申請書及び概算払請求書が、補助事業者の文書簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていた。

【措置の状況】

① キャッシュカードを準公金管理責任者ではない係長が管理していた原因は、前任から引き継いだ業務について特に疑問を持つことなく事務処理を行っていたことによるものです。このため、市準公金取扱基準の内容を課長以下担当で確認し、準公金管理責任者である課長が管理するように改めました。

また、業務概要書にキャッシュカードは課長が管理する旨の記載をし、引き継いでいくこととしました。

② 市において保存すべき補助金交付申請書及び概算払請求書が補助事業者の文書簿冊に編てつされていた原因は、市担当者と補助事業担当者がともに文書を区分して管理する認識が不足していたことと、その後編てつ状況等をチェックしていなかったことであるため、課内研修の実施により文書管理の重要性について改めて認識を共有するとともに、出納状況の確認と併せて毎月、担当、係長、課長の順に編てつ状況についてチェックす

ることとしました。

4 令和2年度出資団体監査

(1) 賞与引当金の計上について〔公益財団法人するが企画観光局（観光・MICE推進課）〕

【指摘事項】

令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、1人の職員の支給見込額を二重に算入しており、また、引当金の算入対象ではない令和2年4月から雇用した職員の支給見込額も算入対象としていたことから、賞与引当金が約95万円過剰に計上されていた。

【措置の状況】

賞与引当金の過剰な計上については、令和元年度末日時点での情報をもって令和2年度初期に決算書を作成する中で、財団の担当者が令和2年度の組織構成に合わせて賞与引当金を計算してしまったことと、計算時に令和2年4月1日付けで人事異動があった職員を、新旧両方の所属に含めてしまったことが主な原因です。

また、担当者が算出した金額が決算書に反映されているかの確認はされていたものの、金額の算出根拠についての確認がされていなかったことから、誤りに気付くことができなかったものです。

このため、再発防止対策として、計算時に担当者がセルフチェックできるチェックシートを作成し、今回と同様の誤りを未然に防ぐ体制を構築するとともに、組織のチェック体制についても整備するよう指導しました。

その結果、セルフチェックシートについては、担当者がミスなく取り組めるよう、必要な項目が設定されたものが作成され、これを確認しました。

また、組織のチェック体制としては、算出根拠の詳細説明を決裁に添付し、承認を得たうえで決算書に反映させることとし、さらには顧問税理士や監事にも引当金の算出根拠のチェックを受ける体制を整備した旨の報告があり、これを了承しました。

(2) 退職給付引当金の計上について〔一般財団法人静岡市環境公社（ごみ減量推進課）〕

【指摘事項】

退職給付引当金は、一般財団法人静岡市環境公社経理規則（以下「公社経理規則」という。）第42条第4号アにより、決算において期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上するとされている。また、「2019年度事業報告書及び決算書」の財務諸表に対する注記には、

「期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されている。

しかし、令和元年度決算の退職給付引当金の算定において、退職給付引当金を計上する前の当期一般正味財産増減額のうち一定割合を退職給付引当金として計上するという公社経理規則及び注記に記載の方法とは異なる方法で引当計上を行っており、その結果、引当金期末残高は「期末退職給与の要支給額に相当する金額」に比べ約2,700万円少ない状態となっていた。

【措置の状況】

退職給付引当金の計上において、期末退職給付の要支給額（以下「要支給額」という。）に相当する金額が計上されていなかった原因は、一般財団法人静岡市環境公社経理規則（以下「公社経理規則」という。）の解釈の誤りによるものです。具体的には、退職給付引当金の要支給額の計算に必要な人数の見積りを、全職員が退職した場合を想定すべきところ、当該事業年度の末日における退職見込者分のみで良いと解釈したものです。

そのため、公社経理規則における退職給付引当金の要支給額を、会計上適切と言える見積方法とするように指導し、公社からは令和2年度予算を補正し、要支給額を当該事業年度の末日において全職員が退職すると想定した場合に相当する金額を措置する予定であるとの報告があり、これを了承しました。

- (3) 賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて〔一般財団法人静岡市環境公社（ごみ減量推進課）〕

【指摘事項】

令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠について、2人の職員の支給見込額が支給見込額合計の計算から漏れており、賞与引当金計上額の算出基礎となる賞与支給見込額が誤っていた。

【措置の状況】

賞与引当金の賞与支給見込額に誤りがあった原因は、実務における確認不足により、見積額の積算の際に計算から漏れたことです。

そのため、公社に対して、事務上のチェック体制の整備を指示し、公社からは、チェック体制を強化するため、新たに総務課主幹を事務補助の副責任者として配置する旨の報告があり、これを了承しました。

- (4) 賞与引当金の引当計上額の不合理性について〔一般財団法人静岡市環境公社（ごみ減量推進課）〕

【指摘事項】

賞与引当金は、公社経理規則第42条第4号イにより、決算において支給見込額のうち当期に帰属する額を計上するとされている。また、「2019年度決算報告書及び決算書」の財務諸表に対する注記には、「職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込額を計上している。」と記載されている。

令和2年6月支給賞与は、支給対象期間が令和元年12月2日から同2年6月1日までであるため、「当期に帰属する期間」は、このうちの令和元年12月2日から同2年3月31日までとなる。この点を踏まえて、令和元年度決算の賞与引当金の計上方法を確認したところ、当期に帰属する期間を3箇月とみなし、「当期に帰属する期間の支給見込額」は、6月支給賞与見込額に6分の3を乗じた後、百万円単位で切り上げるという方法で算出していた。この計上方法について一般財団法人静岡市環境公社（以下「公社」という。）からは、月割り計算方式を採用した上で、令和元年12月分は1箇月に満たないため計上せず、令和2年1月から3月までの3箇月相当分を計上している旨の説明があった。

引当金の計上は、合理的な見積りであれば認められるものであり、合理的な見積りとは、計上時点において入手可能な情報に基づき、最善の見積りを行うことである。賞与引当金の計上に当たっては、「当期に帰属する期間」を日割り計算することにより算出することが最も精緻な算出方法となるが、月割り計算により算出することも、日割り計算を行う場合と僅少な差しか生じないのであれば、計算の正確性を保持した上で簡便迅速に計算を行えることから一般的に行われており、合理的な見積りとして妥当である。

仮に「当期に帰属する期間」を4箇月として算出した額と日割り計算として算出した額とを比較してみると、その差は約30万円（0.8%）と僅少となるが、公社が現実に引当計上した額は同様に日割り計算として算出した額と比べ約900万円（25.0%）少なくなっており、その乖離は大きいものといわざるを得ない。また、百万円単位の切上げの方法についても、公社の当期経常増減額が400万円程度であることを踏まえると、当期一般正味財産増減額に20%以上の大きな影響を与えることとなることから、公社のこの引当計上額は、計上時点において入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行ったものとはいえない。

公社の決算書類における引当金の計上については、前回の公社に対する出資団体監査(平

成27年度実施)において賞与引当金が計上されていなかったことを指摘し、これに対する措置として「再発防止のため、環境公社と協議を行い、全ての会計処理が経理規則に従って行われているかを確認するためのチェックリストを作成し事務を行うよう改善した。」と報告されていたにもかかわらず、今回も公社経理規則に従わない方法による引当金計上が行われるなどの不適切な事務処理が行われていたことは、前回の指摘に対する措置が有名無実化していたことを示すものである。

財務諸表について公社の利害関係者に疑念を生じさせないためには、さらに実効性のある措置を講じた上で、所管課がその状況を適宜モニタリングしてゆくと同時に、公社自身が利害関係者に対して丁寧に説明しようとする姿勢をもつことが求められる

【措置の状況】

賞与引当金の引当計上額が不合理であった原因は、公社経理規則の賞与引当金の計上方法に対する認識不足によるものです。具体的には、賞与引当金の支給見込額のうち、当期に帰属する額の見積において、日割り計算による見積方法を最善の方法として採用すべきところを、従前の見積方法が適切であり、見積方法の比較が必要であるとの認識がなかったことによります。

そのため、公社に対しては、計上時点において入手可能な情報に基づき、最善の見積りを行うことを指導し、公社からは、令和2年度予算において日割り計算による措置を行う旨の報告があり、これを了承しました。

不適切な事務処理を防止するために、公社においては、平成27年度出資団体監査の指摘を受け作成した「(一財)静岡市環境公社経理規則における処理状況確認表」(以下「確認表」という。)を用いて事務処理を行っていました。今回指摘を受けた上記3件は、確認表の確認項目において、退職給付引当金については「期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。」、賞与引当金については「支給見込み額のうち、当期に帰属する額を計上する。」と記載しており、曖昧な表現となっていたことが、不適切な計上につながった一因です。

そのため、公社に対し、曖昧な表現については、具体的な計上方法等を当該確認表に注釈で明示するよう指導し、適宜、事務手続状況を確認するなど再発防止に向けた取組を実施していきます。

5 令和元年度指定管理者監査

指定管理料の支払方法の不備について〔静岡市西ヶ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場（スポーツ振興課、公益財団法人静岡市体育協会）〕

【指摘事項】

市と指定管理者・公益財団法人静岡市体育協会（以下「体協」という。）との間に締結されている平成30年度分の西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場の管理に係る協定書の記載によれば、当該年度に係る管理費用を2億4,800万円余と定め、これを指定管理料として年間12回に分割してその都度体協から提出される請求書に基づいて各回すべて概算払の方法により支払うこととされていたが、このような支払方法については、次の2点については正・改善すべき問題点があるため、速やかに必要な対応を行うべきである。

- ① 市会計規則第85条第1項には、概算払をした場合は経費の額が確定したときに速やかに精算手続を行うべき旨が規定されており、本件指定管理料については精算手続がとられていたが、本件指定管理業務に係る協定書には、指定管理料の概算払の条項に連動する精算を行う旨の規定が欠如していた。この点について所管課は、指定管理者募集時に示した業務仕様書に精算に関する記載があることを根拠としていると説明していたが、各年度に定めた指定管理業務に関する協定書を当該年度の指定管理料の支払根拠（契約条項）と位置付けている以上このような説明は不適切であり、各年度の指定管理料の支払に関する条項は、協定当事者を拘束して適正な経理処理が行われることを担保するものとすべきである。
- ② 本件指定管理料の支払方法は、12回に分割した概算払とされていたが、各回の支払額は均等ではなく、第1回（平成30年4月）は2,300万円余、第2回（同年5月）は1,900万円余などとなっていた。その理由を所管課及び体協は、本件指定管理業務の実施に当たっての体協側の資金需要に応じて分割払するものであって、年度当初に体協側に資金計画書を提出させて協定書に記載していると説明している。

本件の指定管理業務は公募により体協が指定管理者に選定され、その際の選定理由のひとつとして「安定した財務的基盤を有している」ことが挙げられていたが、体協側の資金繰りの状況を付度して指定管理料を分割の上、概算払していたことは、指定管理者の選定手続の適正・公正さを疑われるのみならず、そもそも、このような理由で概算払を行うことは、地方自治法が定める支出特例の本質からはずれるものである。

【措置の状況】

- ① 協定書に精算規定が盛り込まれていなかった原因は、募集時に示している仕様書に精算に関する記載があれば問題ないと認識していたことによるものです。このため、令和2年度の協定書に精算規定を盛り込んだ仕様書を添付するとともに、今後同様の誤りが生じないよう指定管理者業務について課内研修を実施し、周知徹底を図りました。
- ② 各月の指定管理料が均等に支払われていなかった原因は、指定管理者から提出された資金計画書を基に、月毎の指定管理料を算出し支払われていたためであることから、令和2年度から年間の指定管理料を12等分し、定額を各月の支払額として指定管理者へ支払うこととしました。

なお、令和3年度の指定管理料については、修繕料の精算はしないこととする旨の通知が財政課及び総務課から発出されたことを受け、これに沿って協定書を締結します。

6 令和2年度指定管理者監査

南部勤労者福祉センターにおける事業報告（年度報告）の不十分な確認について〔南部勤労者福祉センター（商業労政課、公益財団法人静岡市文化振興財団）〕

【指摘事項】

事業報告書の確認について、指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）によれば、指定管理者から提出された事業報告書をもとに、所管課は手引の別紙5「指定管理業務チェックリスト（例）」を参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、協定書及び事業計画書等の内容を比較・検証し、業務が予定どおり実施されているか、目標が達成されているかを確認し、検査結果報告書（様式第24号）を作成することとされている。

しかし、南部勤労者福祉センターにおいては、手引に定めるチェックリストが作成されておらず、これを用いた所管課による事業報告の確認が行われていなかった。また、財務帳票である精算書には検収済報告書が添付されていたものの、手引に定める検査結果報告書（様式第24号）は作成されていなかった。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、その結果、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行や施設の維持管理業務等を第三者に委託する際の手続の不備、業務遂行上必要な資格を有した職員を配置していない場合などがあつたとしても、業務の履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行ってしまうおそれがある状態となっていた。

【措置の状況】

南部勤労者福祉センターの事業報告の確認に関し、「指定管理業務チェックリスト」の作成及び確認並びに検査結果報告書（様式第24号）の作成がなされていなかった原因は、指定管理業務チェックリスト等の作成に対する認識不足によるものです。

このため、手引を再度確認し、当該書類の作成漏れがないよう事務マニュアルや業務概要書にその旨補記するとともに、課内において情報を共有しました。

また、再発防止のため、今後指定管理にかかる事務を進める際には、手引を十分に了知のうえ、手引の改定があった際は、改定箇所を正副担当者が確認し、その後担当課長への報告を行うことによる3者での確認により、事務手続に漏れのないように努めます。

なお、令和元年度の事業報告については、作成した「指定管理業務チェックリスト」により改めて点検を行い、指定管理業務の履行状況が適正であることを確認した上で検査結果報告書を作成しました。

静岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月30日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和2年度定期監査（静岡市井川財産区）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

原則として、令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和2年11月8日から 令和3年3月30日まで

7 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

本件の監査においては、3件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、このほかに1件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 納入通知書の発行遅れについて・・・【合規性の観点】

井川財産区の土地貸付収入について、当該貸付けに係る土地賃貸借契約書には貸付料の納付期限は「納付書発行から30日以内」と規定されているが、令和2年4月1日が納入通知書の起票日（調定日）とされていたにもかかわらず、納期限が同年7月31日となっていたため所管課に確認したところ、納入通知書の起票日は実際には同年6月3日であったが、日付を遡って同年4月1日付けで起票し、納付期限を同年7月31日としていたことが判明した。

これは、本来4月当初に行うべき手続を怠っていたことに加え、納付期限を「納付書発行から30日以内」と定める契約書の存在自体を認識せずに納付期限を設定したことが原因となったものである。

なお、井川財産区の土地貸付収入については、令和元年度の井川財産区に対する定期監査において土地貸付料収入の調定事務が失念されていたことを指摘し、これに対する措置として「今後の予防措置として、直ちに財産区有地の有償貸付一覧のチェックリストを作成して納付書発行日、納期限、納入日を記録するとともに、職場研修で係の全職員に周知し、事務の遺漏や遅延等がないよう共有化を進めた」と報告されていたにもかかわらず、今回も同様の不適切な事務処理が行われていたことになり、報告された措置が有効に機能していなかったことを示すものである。今後、再度不適切な事務処理が行われることがないよう実効性のある措置を講じられたい。

② 委託業務における支出負担行為伺いに添付する書類の誤りについて・・・【合規性の観点】

区有地植林等委託業務において、事業決裁と財務会計システム上の支出負担行為伺いにそれぞれ添付されていた積算書及び予定価格調書の内容が異なっていたため所管課に確認したところ、積算額の修正に伴い変更及び差替えを行ったが、支出負担行為伺いには差替え前の積算書及び予定価格調書を添付してしまったことが判明した。

事業決裁には正しい書類が添付されていたとはいえ、支出負担行為伺いに添付されている書類は、支払を行う際に正確性・妥当性を確認するために必要なものであることを再認識すべきである。

③ 見積執行時の予定価格調書の差替えについて・・・【合規性の観点】

区有地植林等委託業務において、事業決裁に添付されている予定価格調書と財務会計システムの支出負担行為同一に添付されている予定価格調書の内容が異なっていたため所管課に確認したところ、積算額の修正があったにもかかわらず修正前の積算額で予定価格調書を作成してしまい、見積執行において開封した際に誤りに気付いたため、予定価格調書を差し替えていたことが判明した。

見積参加者の見積額は修正前及び修正後のいずれの予定価格をともに下回っていたため、結果的に予定価格調書の差替えによる見積結果への影響はなかったとはいえ、一度決定した予定価格調書を開封後に差し替える行為は、見積執行の手順を無視したものであり、予定価格の秘匿性及び見積執行の公平性・透明性の確保の観点から不適切な行為である。

用語説明

① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

静岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月30日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 白 鳥 三和子

同 山 根 田鶴子
同 山 本 彰 彦

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和2年度定期監査（静岡市両河内財産区）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

原則として、令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和2年11月8日から 令和3年3月30日まで

7 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

用語説明

① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号） （抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略